

独立行政法人北方領土問題対策協会の新中期目標（案）

平成 20 年 2 月 26 日
内閣府北方対策本部
水産庁漁政部水産経営課

新中期目標（平成 20 年度～24 年度）（案）	現行中期目標（平成 15 年度～19 年度）
<p>我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は半世紀以上にわたり今もなおロシアの不法占拠の下に置かれている。</p> <p>我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、そのための外交努力が重ねられてきたところであるが、その外交交渉を支える力として、北方四島の返還を求める一致した国民世論の存在が不可欠である。</p> <p>これまでの多年にわたる国民世論の啓発活動及び北方領土返還要求運動の推進により、国民的な合意が形成されてきているが、北方四島の早期返還を実現するためには、今後、国民世論の一層の高揚とその持続が必要である。</p> <p><u>北方領土問題が未解決な現状において、引き続き重要な意</u></p>	<p>我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は半世紀以上にわたり今もなおロシアの不法占拠の下に置かれている。</p> <p>我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、そのための外交努力が重ねられてきたところであるが、その外交交渉を支える力として、北方四島の返還を求める一致した国民世論の存在が不可欠である。</p> <p>これまでの多年にわたる国民世論の啓発活動及び北方領土返還要求運動の推進により、国民的な合意が形成されてきているが、北方四島の早期返還を実現するためには、今後、国民世論の一層の高揚とその持続が必要である。</p>

義を有する北方四島との交流については、北方四島の社会基盤及び在住ロシア人の意識の変化等に対応して効果的な取組や事業の改善を進め、同事業の一層の充実を図る必要がある。

北方四島の元島民は、旧ソ連の占拠により島を追われ、引揚げを余儀なくされたが、北方四島の早期返還の強い願いを持ち続け、返還要求運動の中で重要な役割を果たしてきた。これらの者の子、孫を含む元島民等が置かれている特殊な事情及び特別な地位にかんがみ、その援護のための施策を実施することが必要である。

このような背景のもと、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的として設立された独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、領土問題という国家の基本に関わる問題について、国と国民とを結ぶ重要な機能を担うことが期待されており、国民世論の啓発、北方四島との交流、調査研究及び元島民等に対する援護の業務を行うとともに、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定に必要な資金の貸付業務を行うこととされている。

このような役割を十分に果たすため、「独立行政法人通則

また、北方四島の元居住者は、旧ソ連の占拠により島を追われ、引揚げを余儀なくされたが、北方四島の早期返還の強い願いを持ち続け、返還要求運動の中で重要な役割を果たしてきた。これら元島民等が置かれている特殊な事情及び特別な地位にかんがみ、その援護のための施策を実施することが必要である。

このような背景のもと、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的として設立される独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、領土問題という国家の基本に関わる問題について、国と国民とを結ぶ重要な機能を担うことが期待されており、国民世論の啓発、調査研究及び元島民等に対する援護の業務を行うとともに、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき、元島民等の事業の経営と生活の安定に必要な資金の貸付業務を行うこととされている。

このような役割を果たすため、「独立行政法人通則法」第29条の規定に基づき、協会が達成すべき業務運営に関する目

法」第 29 条の規定に基づき、この目標を定める。

1. 中期目標の期間

協会の中期目標の期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 24 年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成 19 年度）に対して、7%削減する。

業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図る。

「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）における主務大臣の見直し案（平成 18 年 12 月 5 日、以下「協会業務の見直し」という。）及び独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、以下の措置を講ずる。

標（以下「中期目標」という。）を定める。

1. 中期目標の期間

協会の中期目標の期間は、平成 15 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して、13%削減する。

業務経費については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図る。

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員の定員の純減目標に準じた人員の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

- ・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、平成 22 年度末に常勤職員を 1 名削減する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表することにより人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。
- ・ 平成 20 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。
- ・ 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

- ・ 保有する北方領土返還運動のための啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。
- ・ 内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 国民世論の啓発

北方領土問題に関する正確な認識に基づく一致した国民世論の形成とその高揚・持続を図るため、以下の業務を行い、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。

① 北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 国民世論の啓発に関する事項

北方領土の返還を求める国民世論の高揚とその持続を図るため、以下の業務を行う。

① 北方領土返還要求運動の推進

返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、中期目標期間中の全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等に対する支援について、毎年度 100 回以上の水準を保つこと等により、北方領土返還のための国民運動を推進する。

がなされるよう引き続き、全都道府県に働きかけ、これらの活動の水準を 100 回以上に維持する。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等の啓発を行う。また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。

③ わかりやすい情報の提供

刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。その際、知識をわかりやすく伝えるよう工夫に努める。

(2) 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施すると

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題の啓発を行う。

その際、啓発事業の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

③ インターネット等を活用した情報の提供

従来からの媒体に加え、インターネット等を活用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。

④ 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組み（「北方四島交流」という。）の下に、北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を行う。

ともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改善を図る。

「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)を踏まえ、四島交流等事業に使用する後継船舶の傭船等、同事業に必要な業務を実施する。

(3) 北方領土問題等に関する調査研究

調査研究については、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図った上で、返還運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、真に必要で有益な調査研究を行う。

(4) 元島民等の援護

元島民等は、北方領土問題が未解決のため特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしていることにかんがみて、以下の事業を行う。

① 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動

その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

(2) 北方領土問題等に関する調査研究

協会において、有識者の意見を聴取しながら、北方領土問題等に関する調査研究を進め、国民世論啓発等に役立てる。

(3) 元島民等に必要な援護等に関する事項

北方四島の元島民等は、北方領土問題が未解決であるため、特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしてきており、これら元島民等に対して貸付業務をはじめとする援護等のための事業を、以下のように実施する。

① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支

を支援する。

- ② 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づき、融資事業を実施する。その際、この制度が北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告の方向性(平成18年11月27日)及び協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。

- ・ 平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。
- ・ 生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金につ

援

元島民等により構成される団体が行う返還要求運動や資料収集等の活動に対して支援を行う。

- ② 元島民等による自由訪問

元島民及びその家族による北方四島の元居住地へのふるさと訪問のための事業を行う。

- ③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

北方地域旧漁業権者をはじめとする元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、リスク管理債権の抑制など財務状況の健全性に留意し、元島民等に対する事業資金、生活資金の貸付業務を実施。

いては、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持すること。

- ・ 住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。
- ・ 主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。

4. 財務内容の改善に関する事項

「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。また、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実に努めるものとする。

5. その他業務運営に関する重要事項

業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図る。

4. 財務内容の改善に関する事項

「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。

5. その他業務運営に関する重要事項

職員の計画的な人事交流、人員の適正な配置等による業務の効率化等を図る。

四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針

平成 19 年 12 月 18 日

関係閣僚申合せ

平成 3 年 10 月 14 日付けの日ソ両国外相間の往復書簡により設定された枠組みの下での訪問（以下「四島交流」という。）は、平成 4 年以降、領土問題解決までの間、我が国国民と継続的かつ現に北方四島に居住するロシア国民（以下「北方四島住民」という。）との間の相互理解の増進を図り、もって領土問題の解決に寄与することを目的として実施されてきた。四島交流は、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、我が国国民と北方四島住民との間の相互理解の増進を着実に図ってきており、北方領土問題が未解決の現状において、引き続き重要な意義を有している。

昭和 61 年 7 月 2 日付けの日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問（以下「墓参」という。）及び平成 11 年 9 月 2 日付けの日露双方の口上書により設定された枠組みの下での元島民及びその家族たる我が国国民による訪問（以下「自由訪問」という。）は、人道的観点から重要な役割を果たしており、北方領土問題が未解決の現状において、引き続き重要な意義を有している。

また、現在、これらの四島交流等事業の実施に当たっては、主に民間企業が所有する船舶を傭船しているものの、その周辺海域の特殊性、使用船舶の老朽化等の事情により、今後とも事業を安定的かつ安全に実施するためには、後継船舶の調達が望まれてきたところである。政府においては、平成 17 年度及び 18 年度に「四島交流等使用船舶基本構想に関する調査研究」を実施し、後継船舶の望ましい基本仕様や運航形態の検討を行ってきたところである。

上記の認識等に立脚し、各府省においては、これらの事業を一層充実させることを目的として、以下の措置を講ずる。

1. 四島交流については、我が国国民と北方四島住民との間の相互理解を一層増進させるとの観点から、我が国国民の北方四島訪問、北方四島住民の我が国の諸地域の訪問の双方について、以下の項目を含め、事業の改善に努めるべく適切な方策を講ずること。
 - (1) 四島交流事業の一層円滑な実施
 - (2) 四島交流への参加の在り方
 - (3) 四島交流に参加する専門家の活動の在り方
 - (4) 四島交流等の移動手段としての北海道本島と北方四島との間の冬季における航空機利用の可能性の検討

2. 自由訪問については、人道的観点から、以下の項目を含め、事業の改善に努めるべく適切な方策を講ずること。墓参については、人道的観点から、事業の一層円滑な実施の確保に努めること。

- (1) 訪問手続の簡素化
- (2) 訪問対象資格の拡大

3. 四島交流等事業を安定的かつ安全に継続させるため、これまで使用されてきた船舶の老朽化を踏まえ、以下の方針に従い、関係府省等の適切な協力の下で、後継船舶の確保を図ること。

- (1) 平成24年度を目途として供用開始に努める。
- (2) 事業の安定的な実施に支障が生じないよう必要な対応策を確保するとの前提で、後継船舶の所有及び運航管理については、効率的に事業を実施するとの観点から民間にゆだねる形態によることとする。その場合、事業の主な実施主体となっている独立行政法人北方領土問題対策協会は、公正な手続により選定される民間企業との間で長期傭船契約を締結する。
- (3) 後継船舶の仕様については、四島周辺の海域に対応する喫水の浅い中型の旅客船とする。また、事業に必要な定員、宿泊施設及び集会スペース等を有し、かつ事業参加者である元島民の高齢化等の状況を踏まえ、安全性等に配慮したものとする。

4. 上記方策を総合的に検討すること並びに後継船舶の調達及び運用についての方針を策定することを目的として、新たに、内閣府、外務省及び北海道庁から構成され、独立行政法人北方領土問題対策協会がオブザーバーとして参加する「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会（仮称）」を設置すること。同協議会においては、四島交流等の事業が継続的に実施されなければならないとの共通の認識の下、これらの事業に係るいかなる問題についても速やかに検討し、事業の安定的な実施を確保するための方針を策定する。

内閣官房長官 町村 信孝

内閣府特命担当大臣 岸田 文雄
(沖縄及び北方対策)

外務大臣 高村 正彦

財務大臣 額賀 福志郎

四島交流事業等に使用するための後継船舶の確保について

